

令和3年度
埼玉県潜在保育士就職準備金
貸付の手引き

勤務時間が週 10 時間以上 20 時間未満の方向け

令和3年5月

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会

目 次

1	事業の概要	1
2	申請	2
3	貸付	3
4	返還	4
5	返還猶予・返還免除	5
6	届出義務・提出書類	7
7	様式一覧	9
8	問い合わせ先	9
	貸付対象となる勤務先の「保育所等」定義一覧	10

1 事業の概要

(1) 事業の目的

この事業は、保育所等へ就職する潜在保育士（保育士資格を有し保育士として勤務していない者）に就職準備金の貸付を行うことにより、保育人材を確保することを目的とします。

(2) 実施主体

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「県社協」という）が行います。

(3) 貸付対象者

次の①～④のすべてを満たす方

- ① 県内の保育所等※（公立除く）に令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に新たに勤務する保育士の方
- ② 一週間あたり10時間以上20時間未満の勤務であること
- ③ 保育士登録日から就職日までの間に保育士として勤務していない期間があること
- ④ 保育所等の勤務経験がある場合は、保育所等を退職してから新たに勤務するまでに保育士として勤務していない期間があること

※貸付対象となる保育所等は、P10 貸付対象となる勤務先の「保育所等」定義一覧を参照してください。

【具体例】

●過去に保育所等において勤務経験がある方

		4/30 退職 5/1 就職				
①	A 保育園勤務	B 保育園勤務	退職後、保育士として勤務していない期間がない	申請	×	
		4/30 退職 5/15 就職				
②	A 保育園勤務	無職	B 保育園勤務	退職後、保育士として勤務していない期間がある	申請	○

●過去に保育所等において勤務経験がない方

		1/31 保育士登録 4/1 就職				
③	保育士試験合格	他業種で勤務	A 保育園勤務	保育士登録後、保育士として勤務していない期間がある	申請	○
		1/31 保育士登録 2/1 就職				
④	保育士試験合格	A 保育園勤務		保育士登録後、保育士として勤務していない期間がない	申請	×

(4) 貸付額

就職準備に必要な費用として20万円を上限に貸付けます。なお、貸付回数是一人当たり一回限りとします。

(5) 貸付人数

60名 ※先着順

(6) 利子

貸付期間中は無利子です。

※退職等による返還事由が発生した場合、返還日の翌日から年3パーセントの延滞利子が発生します（4、5ページ参照）。

(7) 連帯保証人

貸付には連帯保証人が必要です。

①連帯保証人は貸付金を確実に返済できる収入等がある方で、書面によりその同意をいただきます。

②連帯保証人は借受者と連帯して債務負担するものとし、その保証債務は延滞利子を包含するものとしします。

○留意点

貸付には審査があります。審査結果によっては貸付ができない場合があります。

2 申請

(1) 申請方法・窓口

貸付申請は、勤務する保育所等が所在する市町村保育担当課に提出してください。

※申請書類は、市町村保育担当課が取りまとめて、県社協に提出します。

(2) 申請締切

令和4年3月31日（必着） ※ただし、定員になり次第締め切ります。

(3) 申請書類

申請には、以下の書類が必要です。

①	埼玉県潜在保育士就職準備金貸付申請書（様式第1号）	
②	誓約書（様式第2号）	
③	同意書（様式第3号）	
④	申請者及び連帯保証人の住民票	・発行から3ヶ月以内のもの ・マイナンバーの記載がないもの
⑤	保育士証（写）	
⑥	勤務先の雇用契約書（写）	
⑦	保育所等に提出した履歴書（写）	
⑧	連帯保証人の課税証明書	・収入額の記載があるもの
⑨	その他（①～⑧の他、必要がある場合は書類を求めます）	

※「⑥雇用契約書の写し」が無い場合

採用証明書（通知）や、勤務する（している）事業者が発行する下記の内容が記載された書類を提出してください。

- ・ 保育所等に保育士として従事する（している）こと
- ・ 勤務開始日（有期の雇用の場合は、雇用契約期間）
- ・ 勤務日及び勤務時間

（４）申請から決定までの流れ

申請から資金貸付の決定までの主な流れは以下のとおりです。

申請から決定までは、提出書類の確認、貸付審査を経て、1ヶ月後（※）に貸付決定通知（もしくは不承認通知）を送付します。

※期間は申請件数や提出書類の状況（不備があった場合など）により異なります。

貸付決定通知を受けた借受希望者は、印紙税法に定める額の収入印紙を添付した借用証書（様式第4号）、印鑑登録証明書（借受希望者及び連帯保証人の分）、振込口座申請書（様式第5号）を提出いただきます。

【資金交付までの主な流れ】

- ①借受希望者から市町村の担当課に申請書類を提出
- ↓
- ②市町村担当課は、申請書類をとりまとめ、県社協に提出
- ↓
- ③県社協は、申請書類をもとに貸付の可否を審査
- ↓
- ④県社協から借受希望者へ貸付決定・不承認通知書を交付
- ↓
- ⑤貸付が決定した借受希望者は、借用証書(様式第4号)等を県社協に提出
- ↓
- ⑥県社協は、提出書類を確認後、資金を交付（指定口座に送金）

3 貸付

（１）貸付金の交付

貸付金の交付は、貸付契約に基づき交付することとし、貸付決定後に指定口座に一括で送金します。

（２）貸付金の送金時期について

貸付金は、貸付契約が締結（借用証書（様式第4号）等を県社協が受理）されたものについて、原則として翌月までに送金します。

(3) 貸付契約の解除

貸付決定後、次のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除します。

- ①保育所等を退職し、県内の保育所等において保育士業務に従事しなくなったとき
- ②心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなると認められるとき
- ③死亡したとき
- ④偽りの申込みその他不正な手段によって貸付けを受けたとき
- ⑤貸付けを受けることを辞退したとき
- ⑥その他本貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

4 返還

(1) 返還の内容

- ①次のいずれかに該当する場合は、返還しなければなりません。

(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)

ア 本貸付契約が解除されたとき

イ 県内の保育所等において保育士業務に従事しなかったとき

ウ 県内の保育所等において保育士業務に従事する意思がなくなったとき

エ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

オ 埼玉県保育士修学資金貸付事業費補助金交付要綱における就職準備金貸付を申請するとき

- ②返還期間は、返還事由が生じた日の属する月の翌月末です。

- ③返還方法は、一括とします。

(2) 返還の流れ

- ①返還の事由が発生



- ②県社協に速やかに連絡



- ③県社協に「返還計画申請書（様式第11号）」を提出



- ④申請書をもとに審査



- ⑤納入通知書を送付



- ⑥納入計画に沿って、指定口座に振込み



- ⑦返還が完了後、借受者及び連帯保証人に対して「返還完了通知書」を送付し、預っている借用証書（様式第4号）等を返却

(3) 延滞利子

正当な理由なく、貸付金を返還しなければならない日（返還期間）までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

※「正当な理由」とは、以下のいずれかに該当する場合です。

- ①生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であるとき
- ②貸付対象者及びその者と生計を一にする者で世帯の生計を維持するために主たる収入を得る者（以下「世帯主」という。）が、地方税法の規定による市町村の非課税者であるとき
- ③貸付対象者及び世帯主が、災害、疾病、失業、失職、廃業等により資金困難に陥り、返還金を支払うのが困難であると認められるとき
- ④納付期限までに返還金を支払うことが出来なかった原因が、貸付対象者自身の責めに帰しないと認められるとき
- ⑤その他、都道府県知事等が正当な理由として認めるとき

5 返還猶予・返還免除

(1) 返還の猶予

次に掲げる事由が継続している期間は、貸付金の返還債務を猶予できるものとします。

- ①県内の保育所等において保育士業務に従事しているとき（返還猶予事由に掲げる事由が継続している期間）
- ②災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

※「その他やむを得ない事由」とは以下のア～キの場合です。

（猶予期間はそれぞれ定められ、いずれの場合も猶予期間については、保育業務等に従事したとはみなされません。）

- ア 県内の保育所等に在職中に、出産休暇・育児休業を取得する場合
- イ 出産・育児のため県内の保育所等を退職し、出産後、県内の保育所等への再就職を希望する場合
- ウ 育休法に規定する介護休業を取得する場合（ただし、連続1月以上の取得であって、時間取得でないものに限る）
- エ 疾病・負傷等のため療養する必要があるが、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- オ 県内の保育所等を退職し別の県内の保育所等への再就職を希望する場合であって、保育士業務等に従事する意思があると認める場合
- カ 人事異動により、県内の保育所等での保育士業務等に従事できなくなったとき
- キ その他該当する場合

(2) 返還の免除

①県内の保育所等において2年間引き続き保育士業務に従事したとき。

※災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間としては算入しないものとする。

②保育士業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合。

※次のいずれかに該当する場合は、審査により免除できる場合があります。

- ①死亡又は障害により貸付金を返還できなくなったとき
- ②貸付金を返還することができないと認められるとき
- ③県内において保育士業務に1年以上従事したとき

※留意点

返還猶予・返還免除を希望される場合は、所定の様式を県社協に提出してください。県社協は、返還猶予・返還免除の申請があった場合は、その内容を審査し、決定または不承認通知書により通知します。

ただし、偽りの申込み、その他不正な手段によって貸付けを受け、貸付契約が解除された場合は返還猶予・返還免除にはなりません。

6 届出義務・提出書類

次のいずれかの事項に該当したときは、借受者（借受者が死亡した場合は連帯保証人）が、速やかに県社協に必要書類を届出なければなりません。

当資金の貸付を受けた者は、返還を免除されるか、又は返還を完了するまで様々な届出を行う必要があります。

これらの届出は、返還の免除や返還の猶予などの申請を行う場合の重要な証拠書類となり、怠ると返還の免除や猶予が受けられなくなることがあるので、速やかに届出を行うようにしてください。

なお、以下の例示にない場合は、個別にお問い合わせください。

(1) 貸付申請時

提出書類名	様式番号	備考
埼玉県 潜在保育士就職準備金 貸付申請書	第1号	以下のものを添付 ①申請者及び連帯保証人の住民票 (発行から3ヶ月以内でかつ、マイナンバーの記載がないもの) ②保育士証(写) ③勤務先の雇用契約書(写) ④保育所等に提出した履歴書(写) ⑤連帯保証人の課税証明書(収入額の記載があるもの) ⑥その他 (①～⑤の他、県社協の長が必要であると認めた書類)
誓約書	第2号	
同意書	第3号	

(2) 貸付決定後、送金前に貸付解除をおこなうとき

提出書類名	様式番号	備考
貸付休止・再開・辞退届	第7号	

(3) 貸付後、返還する場合

提出書類名	様式番号	備考
返還計画申請書	第11号	

(4) 猶予申請後1年が経過し、さらに猶予を希望する場合、貸付を受けた者が引き続き返還免除対象業務に従事しているとき

提出書類名	様式番号	備考
業務従事届	第8号	
返還猶予申請書	第9号	

(5) 貸付を受けた者が2年間返還免除対象業務に従事したとき

※全額返還債務免除される場合

提出書類名	様式番号	備考
業務従事届	第8号	
返還免除申請書	第10号	

(6) 返還免除対象業務に従事しなくなったとき

提出書類名	様式番号	備考
業務従事届	第8号	
返還計画申請書	第11号	返還期間・金額について、県社協に事前に確認すること

(7) 貸付を受けた者及び連帯保証人の氏名・住所等を変更した時

提出書類名	様式番号	備考
記載事項変更届	第6号	氏名の変更は戸籍抄本、住所変更は住民票を添付

(8) 貸付を受けた者が死亡した時

提出書類名	様式番号	備考
記載事項変更届	第6号	死亡診断書または戸籍抄本を添付
(※業務中の事由による) 返還免除申請書	第10号	
(※業務外の事由による) 返還計画申請書	第11号	

※ 死亡した事由により、いずれかを提出。

7 様式一覧

埼玉県潜在保育士就職準備金貸付にかかる様式は、ホームページからダウンロードできます。

https://jinzai.fukushi-saitama.or.jp/hoikuloan_12.html



【各種様式】

名 称	様式番号
埼玉県潜在保育士就職準備金貸付申請書	様式第1号
誓約書	様式第2号
同意書	様式第3号
借用証書	様式第4号
振込口座申請書	様式第5号
記載事項変更届	様式第6号
貸付休止・再開・辞退届	様式第7号
業務従事届	様式第8号
返還猶予申請書	様式第9号
返還免除申請書	様式第10号
返還計画申請書	様式第11号
求職活動期間等申告書	様式第12号

8 問い合わせ先

この事業については、以下にお問い合わせください。

【申請方法・手続きに関すること】

○社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 福祉人材センター
(電話) 048-824-3370

【制度に関すること】

○埼玉県 福祉部 少子政策課 施設運営・人材確保担当
(電話) 048-830-3349

【貸付対象となる勤務先の「保育所等」定義一覧】

法令・通知等		種別
児童福祉法	第7条に規定	保育所
	法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）	地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
	法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの	家庭的保育事業
		小規模保育事業
		居宅訪問型保育事業
		事業所内保育事業
	第6条の3第13項	病児保育事業
第6条の3第7項	一時預かり事業	
学校教育法	第1条	教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園
		「認定こども園」への移行を予定している幼稚園
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項	認定こども園
子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号	離島その他の地域において特例保育を実施する施設
	第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業を行う者（企業主導型保育事業費補助金において当該補助金の算定の対象となる者の雇い上げに係る費用を除く。）	企業主導型保育事業

※いずれも公立を除く。